

2011 年 8 月 23 日～26 日：京都大学・数理解析研究所「数学史の研究」

鎖国下におけるキリシタン禁書『泰西水法』の伝来と流布

日本オイラー研究所(元掛川市教育センター) 鈴木武雄

[概要]『泰西水法』は、17 世紀中国へ渡来したイエズス会士サバティノ・ウルシスと徐光啓及び李之藻によって出版されたヨーロッパの科学技術書(水力学書)です。従って寛永七年(1630 年)『泰西水法』などイエズス会士による漢訳本(*叢書『天学初函』)は、徳川幕府によって禁書となりました。ところが不思議なことに、『泰西水法』は寛文四年(1664 年)に板倉重矩が所持していたのです。また、その『泰西水法』は松下見林によって筆写されたと明記されている写本が存在するのです。それは「禁書とは何を意味していたのか?」ということです。数学史的には、『泰西水法』が含まれた一大叢書『天学初函』には、『幾何原本』『同文算指』なども含まれていたからです。『泰西水法』の伝来と流布を追究することにより、所謂「鎖国」下において西洋科学技術の影響を探ります。

第 0 節 研究者の倫理について

『科学史研究』(日本科学史学会編集, 第 50 巻, No. 259, 2011 年秋, p.148)で伊東俊太郎先生は、対談「特別寄稿：科学史研究を回顧する」の締め括りとして次のように書かれています。

「そもそも学会というのは、いろいろな関心をもった人々の多様な集団である。会員の関心・能力が高められ、研究が相互の理解と奨励によって進められることが必要である。もちろん批判も必要だが、これもその人の研究が更に発展することを願っての好意的なものであるべきだ。このように研究と関心を共有することによって愉快に和を以て啓発し合い、社会に貢献してゆくには、公正で民主的な運営が行われなければならない。そのためには研究者の人格と業績を相互に尊重し合う研究者倫理が分かちもたねばならず、このたび学会がこうした「研究倫理綱領」を制定したことは喜ばしい。」

この言葉は日本科学史学会の会員に向けられたものですが、学問研究を志す全ての者に当てはまるものです。

さて、『「数学史の研究」数理解析研究所講究録 1739』(2011 年 4 月, p.128, 城地茂氏の論文の欄外注)で、

「鈴木武雄(2004)『和算の成立』: 15-22 では、『算法勿憚改』(村瀬義益, 1673 年)に『同文算指』(マテオ・リッチ(Matteo Ricci, 利瑪竇)・李之藻, 1613 年)との関連性を述べているが、上野健爾教授らの研究(個人情報)では否定的である。」

という文章を発見しました。これには仰天しました。少なくとも他人の論著を否定するならば、確かな証拠と論理を展開すべきです。(※否定の論拠が他人の個人情報というのは、あまりにも無責任です。その「個人情報」なるものを公表する責任があります。また、当然他人ではなく自己の説明責任が必要です。)それが研究者としての最低限の

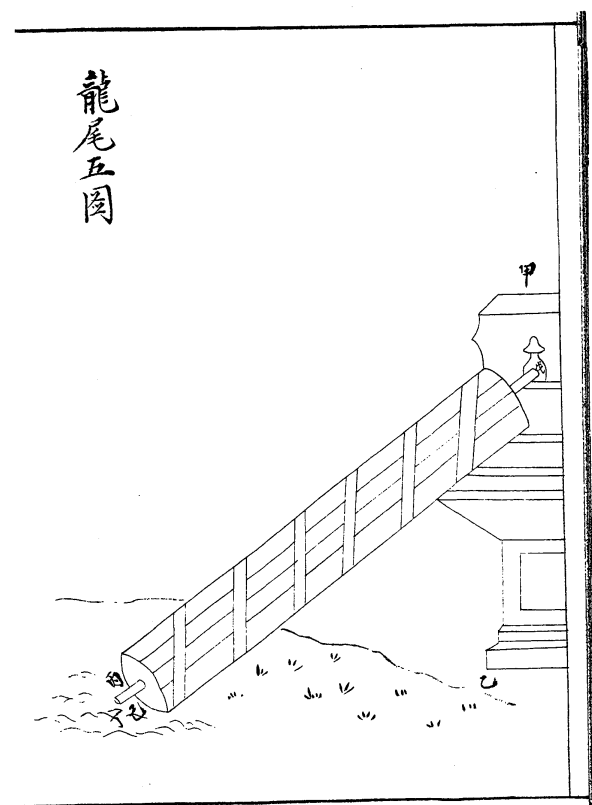
倫理です。それは何も日本科学史学会会員でなくとも、一般に学問研究を愛しその発展を喜びとする者にとっては、当然すぎることです。この国立大学法人・京都大学・数理解析研究所の共同研究集会も、研究者の倫理を重視していることは当然すぎます。このことは、人間社会での倫理規範でもあります。

第1節 『泰西水法』について

『泰西水法』は、1607年中国へ渡来したイエズス会宣教師でイタリア人サバティノ・デ・ウルシス (Sabatino de Ursis : 1575 - 1620, 漢名：熊三拔) によって口授され、徐光啓が筆記し李之藻が訂正し出版したヨーロッパの水利学 (特に排水用のポンプ) の書物のことです。この『泰西水法』は、イエズス会士マテオ・リッチ等とキリスト教に入信した中国人の士大夫徐光啓や李之藻等により翻訳出版された一大叢書『天学初函』に入っています。『泰西水法』の徐光啓による序文末尾に「萬曆壬子春月」とあり、西暦1612年のことです。また、『泰西水法』は、徐光啓著『農政全書』の第19巻としても収録されています。尚、『泰西水法』は、ヨーロッパ科学技術書 (鉱山の排水や選鉱の技術書) として著名な・ゲオルグ・アグリコラ (Georgius Agricola) 著『De Re Metallica』(1558年、バーゼル刊)などを参考に行っているかもしれません。たしかに北京の北堂教会には、『De Re Metallica』は所蔵されています。ただし、『De Re Metallica』には、アルキメデス・ポンプの図らしきものはありません。

第2節 『泰西水法』の内容

(1) 第1巻 用江河之水。 為器一種。龍尾車記。



龍尾車とは、アルキメデス・ポンプ (*アルキメディアン・スクリュウ, アルキメデスの螺旋ともいう。) のことです。最終第5巻の終わりに龍尾車の図面が、「龍尾一図」から「龍尾五図」まで詳しく画かれています。このアルキメデス・ポンプは、西洋科学技術の象徴的な存在です。

この龍尾車は、江戸時代初期の佐渡の金銀山で製作されました。佐渡では水上輪あるいは龍桶ともよばれ相川郷土博物館に残っています。また、城腰芳蔵氏 (*104歳) は水上輪・龍桶の制作者として佐渡市指定の無形文化財「水上輪製作技術」になっています。

(2)第2巻 用井泉之水。 為器二種。玉衡車記。(＊以下全部に詳細な図があるが省略)
玉衡車記とは、下方への圧縮ポンプによって水を汲み上げるものです。これも「玉衡一図」から「玉衡四図」として図面が画かれています。「井泉」とあるように井戸水の汲み上げ用ポンプでしょう。

恒升車記。

恒升車記とは、同じ井戸水の汲み上げポンプですが、吸い上げ式ポンプのことです。昔の日本にあった井戸の汲み上げポンプと同じです。

(3)第3巻 用雨雪之水。 為器一種。水庫車。

水庫車とは、雨や雪を溜めて利用する装置のことです。これも「水庫一図」から「水庫車五図」まで画かれています。

(4)第4巻 水法附餘。 高地作井、未審泉源所在、其求之法有四。

第一氣試。第二盤試。第三缶試。第四火試。

鑿井之法有五。

第一擇地。第二量淺深。第三避震氣。第四察泉脉。第五澄水。

試水美惡辨水高下其法有五。凡江河井泉雨雪之水試法同。

第一煮試。第二日試。第三味試。第四称試。第五紙帛。

以水療病其法有二。

第一温泉。第二藥露。＊この藥露には図があります。

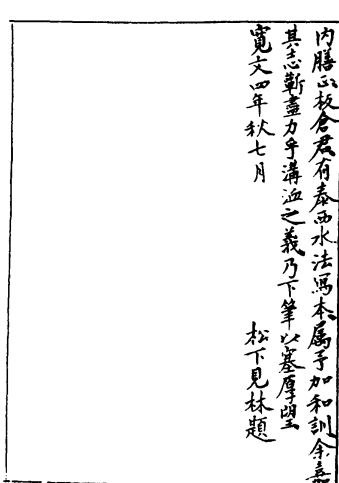
(5)第5巻 水法或問。

既作水器、諸公見之。每辰獎歎、時及水理。有所酬對。序而錄之、第四行論辨。更僕未悉。垂問所至。則舉一二。若絲抽曼引為緒又長故每從截說。非能連貫也。

＊或問とあるように水法の疑問に答えた記述になっています。

第3節 『泰西水法』の重要性

『泰西水法』の重要性は、江戸時代に禁書になっていたが、写本が残っていることです。写本『泰西水法』のなかに、その巻末に、「板倉重矩が所持していたものを松下見林が和訓を加えて写した」ことを記したものがあります。写本『泰西水法』のは、



「内膳正、板倉君、有泰西水法写本、
属予加和訓、余嘉其志斬盡力乎溝洫之
義、乃下筆以塞厚望。寛文四年秋七月。
松下見林題。」

このことは関係者にとって、よく知られたことです。

いずれにしろ江戸時代の寛文四年

(1664 年)にキリシタン禁令下にもかかわらず、板倉内膳正が所持し、松下見林が写本していることを明記したのです。すなわち、鎖国下の厳しいキリ

シタン禁圧のときでも『泰西水法』というヨーロッパ科学技術書が伝来し流布していたという具体的な事例です。

第4節 二種類の写本『泰西水法』

写本『泰西水法』（＊写本A）には、二種類ありますが内容は同じです。一種類は松下見林の識語があり、もう一種類は松下見林の識語が省略されています（＊写本B）。筆者はこの二種類の写本『泰西水法』を所蔵しています。松下見林の識語がある写本『泰西水法』は、横浜市立大学「鮎澤信太郎文庫」（＊この文庫には4写本が所蔵されています。また、平田篤胤所蔵の写本も含まれています。）、東京都中央図書館、国立公文書館内閣文庫、東北大学狩野文庫などで所蔵しています。松下見林の識語がない写本『泰西水法』は早稲田大学図書館などで所蔵しています。

第5節 刊本A『泰西水法』と刊本B『泰西水法』の比較

『天学初函』所収の刊本A『泰西水法』にある5つの序文は、『農政全書』所収の刊本B『泰西水法』にありません。刊本Bは、いきなり第一巻から始まっています。また、第一巻の最初にある熊三拔、徐光啓、李之藻の名前も省略されています。これは刊本Bが徐光啓編『農政全書』所収であると思われます。また、刊本Aにあるポンプの図が第六巻としてまとめられていますが、刊本Bでは各巻の最後にポンプの図を配置しています。

第6節 刊本A『泰西水法』と写本『泰西水法』の比較

刊本A『泰西水法』と写本『泰西水法』の違いは2つあります。

第1に、序文の順序を変えてあります。刊本A『泰西水法』の序文では最初は徐光啓ですが、写本A『泰西水法』では徐光啓の序文を最後にしています。この理由は、写本Bにあります。

第2に、刊本A『泰西水法』ではポンプの図が第六巻にまとめられています。写本『泰西水法』は、ポンプの図が各巻の後に配置されています。刊本Bと同じです。従って、写本Bは五巻本になっています。

第7節 江戸時代に『泰西水法』を写本した人は、禁書の認識していたのか？

禁書については、伊東多三郎、海老澤有道、大庭脩などの研究があります。最初の禁書令は寛永7年(1630年)に出されたと言われています。この「寛永禁書令」は『徳川禁令考』にもなく、公文書として寛永禁書目録は不明です。ただし、キリシタン禁書は『天学初函』だったと思われます。

(1)『日本書目大成 第四巻』には、「禁書目録」と「御国禁耶蘇書目」があります。「禁書目録」は、明和八年(1771年)五月、京都書林三組司編の刊本です。冒頭「貞享乙丑年(＊西暦1685年)南京船持渡唐本国禁耶蘇書」とあります。(この貞享二年は長崎で向井元成がキリシタン禁書を発見したと大騒ぎした年です。)これには最初の書目に『天学初函』とあり、つづいて『幾何原本』『職方外記』、…『同文算指』、…『泰西水法』がありま

す。ただし、この『禁書目録』に記載された禁書は、キリシタン関係だけでなく、徳川家や幕府関係の記録『東照創業記考異』『松平記』『豊臣実録』『豊臣記』『秀頼記』などもあります。

(2)「御国禁耶蘇書目」は写本で伝来し、享保二年(西暦 1717 年)のもです。最初『天学初函』、…『幾何原本』、…『同文算指』、…『泰西水法』などと記されています。享保初年(将軍吉宗)に洋書緩和がいわれますが、これとの関係はどのようなものでしょうか。

(3)筆者所持写本 B『泰西水法』(松下見林識語のない写本)に興味深いことが記載されています。徐光啓の序文の後に 3 文字程下げて、しかも割注のような書き方です。

「泰西水法序

此序、原本逸首節、按是耶蘇熊有綱自撰、疑首節叙天主教法、蓋是教法也、我国家大禁、其節片言隻字、不得流傳、官有常刑、意[?]明清商舶^①来之時。崎陽鎮臺官、^②詳^③之也乎、第三聖德来遠序脱簡、亦之義也。」とあります。※^①は、齋の示が貝の文字です。意味はモトメル。^②は、ツメガシラに有の字です。ツメガシラに見ならば、「もとむ」という意味ですが。^③は、^{舟リ}です。^{舟刀}の異体字か。そうしますと小舟の意味でしょう。

泰西水法序
 脱第之傳國教類此
 簡三時官家法自序法
 亦聖崎有七也撰系序
 是德陽寧禁我疑本
 義朱鎖利吳共首遠
 也遠臺意脱前首
 序官裏片叙節
 看明言天按
 詳清隻主是
 制高字教耶
 之船不法藝
 也費得蓋熊
 笑未洗号有

すなわち、『泰西水法』がキリシタン禁書であることを「我国家大禁」として認識していたことを示しています。また、「崎陽鎮臺官」とは、長崎において向井元成が貞享二年(1685 年)にキリシタン書を発見したことを指していると推定されます。従って、これ以降の写本であることを示しています。

興味深いことは、『泰西水法』にある 5 つある序文のうち、徐光啓の序文が原本では最初ですが、最後から二番目に格下げしていることです。この理由が「原本逸首節、按是耶蘇熊有綱自撰、疑首節叙天主教法、蓋是教法也」と説明されていることです。最後は、熊三拔(サバティニ・デ・ウルシス)の序文です。

第 8 節 写本『泰西水法』の巻末に、何故松下見林が識語したのか?

第 1 に、「貞享二年以前においては、キリシタン禁書についての扱いがそれほど厳しくなかった。」という考えです。前節で書いたように、貞享 2 年以前の禁書目録は知られていません。よく知られているように、万尾時春(著)『見立算規矩分等集』(享保 7

年 12 月)の細井廣澤による序の中に「幾何原本、勾股法義、測量法義」とあり、禁書にしては堂々と板刻し刊行しています。

第 2 に、「写本『泰西水法』の松下見林識語にある松下見林と板倉内膳正という人物」を調査する必要があります。

第 9 節 板倉内膳正(いたくら・ないぜんのかみ)と『泰西水法』



板倉内膳正とは、初代京都所司代で有名な板倉勝重の孫にあたる板倉重矩(しげのり)のことです。重矩は元和 3 年(1617 年)に生まれ、寛文 13 年 5 月 29 日(西暦 1673 年 7 月 13 日)に 57 歳で死去しています。重矩の父親は板倉重昌(1588 年—1638 年 2 月 14 日)といい、板倉勝重の次男です。寛永 14 年(1637 年)に起こった島原の乱鎮圧のために將軍家光の上使として幕府軍を指揮しましたが、突撃敢行し戦死した人物です。その島原の乱には板倉重矩も 21 歳で

父とともに参戦しています。重矩は大いに戦ったが軍紀違反で 1 年間蟄居にさせられます。寛永 16 年には家督を相続し三河深溝藩主 1 万石(*愛知県額田郡幸田町深溝)となり、寛文 5 年(1665 年)には老中に就任します。寛文 8 年(1668 年)には京都所司代になっています。寛文 10 年(1670 年)に再び老中に返り咲いています。寛文 12 年下野烏山藩 2 万 5 千石(*栃木県那須烏山市城山)へ移封され、寛文 13 年(1673) 5 月 29 日に 57 歳で死去しています。

板倉重矩には『板倉重矩公常行記』(宝永 6 年 4 月上旬記、『日本偉人言行資料』(国史研究会, 大正 6 年刊, pp.149-221))があり詳しくその事蹟が分かります。また、『名将言行録 第七巻』(岡谷繁実著, 敬業社, 明治 29 年)の中に「板倉重矩」の言行録が(pp.813-825)があります。最近の板倉重矩研究として、『近世前期朝幕関係の研究』(田中暁龍著, 吉川弘文館, 2011 年)に詳しくあります。いずれにしろ、板倉重矩は、父重昌の非業の戦死と自らの軍紀違反にもかかわらず幕府老中、京都所司代、再度老中に就任するなど異例ともいうべき、経歴を残しています。

この板倉重矩が『泰西水法』を所蔵し、寛文 4 年(1664 年)に松下見林に貸し出していることです。このころ重矩は大阪城定番でした。松下見林は京都にいましたから、重矩との交流はあったのでしょう。ただ、重矩がどのようにして『泰西水法』を入手し所蔵していたのです。

そのころ『泰西水法』が入っている『天学初函』は、尾張藩に存在しました。このことは尾張徳川家の「蓬左文庫漢籍分類目録」には『天学初函』が「寛永九年(1632 年)買入本」としてあります。もちろんこの『天学初函』に『泰西水法』が含まれています。

このころの御三家筆頭尾張藩主は二代目の徳川光友でした。光友は寛永 2 年(1625 年)生まれで、慶安 3 年(1650 年)家督を相続し、元禄 6 年(1693 年)家督を嫡男綱誠に譲つ

て隠居し、元禄 13 年(1700 年)76 歳で死去しています。

板倉重矩と徳川光友は同じ時代人です。板倉重矩が尾張藩所蔵の『泰西水法』を借りることができたかどうかです。『天学初函』の全部を借りるとすれば、多量であり尾張藩が許可したののかも問題になります。『天学初函』には、キリスト教の教義についての『天主実義』などが含まれていて、藩外へ貸し出すことは問題になるでしょう。

『泰西水法』は六巻であり、それだけ借りるにしても、板倉重矩はその存在と借用理由を述べなければなりません。寛文四年以前の板倉重矩は大阪城定番で 1 万石の大名ではありません。一方尾張藩は 61 万石余で御三家筆頭の名門です。板倉重矩と徳川光友の間に個人的な関係があったかどうかです。板倉重矩の伯父で 34 年京都所司代であった板倉重宗の正室は、尾張藩の付家老成瀬正成(*犬山城主)の娘であり、その関係からという可能性も排除できません。

板倉家は初代勝重、その長男重宗と京都所司代になっています。重矩もその後京都所司代になるなど京都の政治に深い関係がありました。それは朝廷や公家との関係から、京都の町衆とも深い関係がありました。京都の町衆は祇園祭の山鉾巡行に見られるように、町衆の財力と自治力を持っていました。筆者は、板倉重矩は京都の町衆の筋から『泰西水法』を入手したと推測しています。板倉勝重は京都の町衆と良好な関係を築いたことから、終生京都所司代を勤めたのです。また、板倉勝重はキリシタンに比較的好意的で弾圧された時代にも、彼をできるだけ穏便に対処していました。そのようなことから京『泰西水法』は都の町衆から板倉家に贈られたともう考えると、より理解が深まります。板倉勝重については、『板倉勝重公小伝』(成河仙獄著、大正 12 年)があります。成河仙獄は、板倉家の菩提寺である愛知県西尾市の長圓寺住職です。この長圓寺には、板倉勝重、板倉重矩など歴代の肖像画があります。

第 10 節 大蔵書家であった松下見林



松下見林の木造(大雄寺内所蔵)

松下見林は寛永 14 年(1637 年)1 月 1 日生まれ、元禄 16 年(1703 年)12 月 7 日に 67 歳で死去しています。見林の父松下見朴は医を業としていました。見林は 13 歳のとき、古林見宜の門人となり医を学んでいます。この古林見宜は、板倉重宗に附与していました。このことから松下見林と板倉家の関係もできたと推定されます。

松下見林は「毎年人をして長崎へ行き、舶来の書籍を購入せしめ……」と『先哲叢談続編卷之三』にあり、10 万巻という膨大な書籍を所蔵していました。また、多数の書籍を刊行しています。現在でもよく引用される書籍に『異称日本伝』が

あります。この書籍は邪馬台国を論じました。ロナルド・トビ著「松下見林の元禄国際史学」(*『異文化理解の視座 ― 世界から見た日本、日本から見た世界』(小島孝之・小松親次郎共編, 東京大学出版会, 2003 年))は、松下見林を「国際的視野に立った国学者・知識人として」高く評価しています。尚、松下見林の墓石と記念碑及び木造は京都市右京区七本松通出水下ルにある大雄寺(だいおじ)に現存しています。大雄寺を訪問の際、前田圭蔵御住職様にたいへんお世話になりました。

[年表]

和暦(西暦)	事 項
慶長 17 (1612)	刊本『泰西水法』徐光啓の序文(万暦 40 年)。
〃 〃	*岡本大八事件の処断。江戸幕府、キリスト教禁止。
元和 3 (1617)	板倉重矩、誕生。
寛永 7 (1630)	寛永の禁書令。長崎春徳寺泰室清安、書物改め役(*書物目利)。
寛永 9 (1632)	尾張藩『天学初函』(*含む『泰西水法』)購入と書き入れ。
寛永 10 (1633)	第一次鎖国令。
寛永 11 (1634)	第二次鎖国令。
寛永 12 (1635)	第三次鎖国令。
寛永 13 (1636)	第四次鎖国令。
寛永 14 (1637)	松下見林、誕生。島原の乱へ板倉重昌と重矩の父子参戦。父戦死。
〃 〃	佐渡鉦山で水上輪あるいは龍桶(アルキメデス・ポンプ)を大坂の盲人
〃 〃	水学宗甫が製作(*『佐渡年代記』)。現在でもその技術は、城腰芳蔵氏によって伝承されている。(*佐渡市指定無形文化財)
寛永 16 (1639)	板倉重矩、父の遺領相続(深溝藩主 1 万石)。第五次鎖国令。
〃 〃	向井元升、長崎書物改め役。徐光啓編『農政全書』刊。
正保 4 (1647)	向井元升、長崎聖堂創設。
慶安 5 (1650)	徳川光友、御三家筆頭・尾張藩二代目藩主(61 万余石)を相続。
承応 3 (1654)	板倉重宗、京都所司代を退任。(* 1620 年より 34 年間)
明暦 2 (1656)	板倉重矩、内膳正を称する。向井元升、『乾坤弁説』。
万治 1 (1658)	向井元升、長崎を辞去し京都へ。*井上筑後守政重が職を辞する。
万治 3 (1660)	11 月 22 日板倉重矩、大坂の定番(*加増し 2 万石となる)。
寛文 4 (1664)	7 月写本『泰西水法』に板倉重矩から松下見林への識語有り。
寛文 5 (1665)	12 月 23 日板倉重矩、老中就任。
寛文 6 (1666)	7 月 28 日板倉重矩、加増し 4 万石。
寛文 8 (1668)	12 月 6 日板倉重矩、京都所司代着任。
寛文 10 (1670)	11 月 3 日板倉重矩、老中に復す。
寛文 11 (1671)	2 月 10 日板倉重矩、5 万石(*下野国烏山)。
寛文 12 (1672)	南部草壽、長崎書物改め役。
寛文 13 (1673)	板倉重矩、死去(57 歳)。
延宝 4 (1676)	春徳寺の大旦那であった長崎代官末次(茂朝)家の家臣による密貿易発覚により末次家は追放・全財産没収(約 60 万両)され没落。
延宝 5 (1677)	南部草壽、長崎聖堂祭酒。
延宝 8 (1680)	向井元升の三男元成、長崎聖堂祭酒・書物改め役。
天和 1 (1681)	南部草壽、長崎を辞去し富山藩へ。*天和年間『百姓伝記』成立。
貞享 2 (1685)	向井元成、『寰有詮』にキリスト教の文言を発見。
元禄 6 (1693)	徳川光友、尾張藩主を隠居。
元禄 10 (1697)	『農業全書』(貝原益軒序, 宮崎安貞著)刊。
元禄 16 (1703)	松下見林、死去(67 歳)。

正徳2(1712)	徐光啓編『農政全書』、唐船で持渡。
正徳3(1713)	徐光啓編『農政全書』を將軍家継(4歳)が新井白石に下賜。
享保5(1720)	將軍吉宗、洋書漢訳本等輸入の緩和。
享保7(1722)	『見立算規矩分等集』(万尾時春、享保七年十二月)。※細井廣澤序の中に「幾何原本、勾股法義、測量法義……」とある。
享保17(1732)	細井廣澤『泰西水法』訓点写本。
享保年間?	『泰西水法』写本に「山路之考」とある(*山路主住(1704-1772)か?)

[まとめ]

寛文4年(1664年)キリシタン禁書『泰西水法』を板倉重矩が所蔵し、松下見林が書写していることは、ある意味で驚くべきことです。年表にあるように寛永10年から始まったいわゆる「鎖国令」に先立ち、寛永7年(1630年)禁書令が出ていることです。キリシタン関係禁書は、中国へ渡来したマテオ・リッチ等イエズス会宣教師たちと徐光啓や李之藻などが協力してヨーロッパ数学及び天文学を含む科学技術書等漢訳したからです。それらは一大叢書『天学初函』です。この『天学初函』の中に、『泰西水法』『幾何原本』『同文算指』『測量法義』等が含まれています。すなわち、鎖国下においてもキリシタン禁書『泰西水法』が伝来し流布していたのです。このことはよく知られていることですが、江戸時代におけるキリシタン禁書を再考する必要があります。

写本A『泰西水法』には板倉重矩と松下見林の識語がありますが、彼らの識語のない写本B『泰西水法』が存在します。その理由は、写本の時期にあったと推定できます。写本Aは寛文4年と明記されています。写本Bは貞享2年以降であり、板倉重矩、松下見林の名前を書くことを憚ったと思われます。

年表にあるように、長崎の書物改め役(*書物目利)は、寛永7年(1630年)長崎春徳寺開山泰室清安がなります。この春徳寺は元々キリスト教会トードス・オス・サントスの跡地でした。その後代々の春徳寺住職が書物改め役になっています。寛永16年(1639年)向井元升が書物改め役に加わりました。向井元升は儒者で長崎に聖堂を創設し祭酒になりました。向井元升は長崎奉行や大目付井上筑後守政重の庇護で、西洋科学書医学書の翻訳など重要な役割を果たしました。向井元升の次男が芭蕉の弟子向井去来です。三男が後に長崎聖堂祭酒で書物改め役になり、貞享2年(1685年)『寰有詮』の中にキリスト教に関する文言を発見し、その功績により向井家は書物改め役を世襲することになりました。すなわち、貞享2年を境にして、キリシタン禁書の詮議が非常に厳しくなったわけです。逆に考えますと、貞享2年以前においてキリシタン禁書の扱いは、それほど厳しくなかったと思われます。年表から、万治元年に向井元升が長崎を辞去し京都に拠点を移しました。それから寛文12年儒者であった南部草齋が長崎の書物改め役になるまで、14年間も春徳寺住職のみとなっていました。春徳寺による書物改めは形式的になってと思われます。それ故に、貞享2年から春徳寺と向井家の立場は逆転します。

万治元年に向井元升が長崎を辞去し京都に拠点を移したのは、庇護者であった大目付井上筑後守政重がその年に退任したからだと思われます。ある意味で向井元升は、長崎における書物改め役割を春徳寺に独占させられたのです。こう考えますと、三男向井元成が長崎書物改め役になり、詮議を厳しくし、新たに『寰有詮』の発見に結びつきます。

春徳寺の書物改め役としての面目は丸潰れです。そして書物改め役の立場は逆転し、向井家は代々世襲職となります。

もう一つ考えられることは、『泰西水法』が実用書であったことです。鉾山の排水にしても、農業用のポンプにしても、幕府（＊為政者）には必要で重要なものです。元禄 10 年(1697 年)『農業全書』（貝原益軒序、宮崎安貞著）第 1 卷農事総論の中に「水利」があります。この『農業全書』は徐光啓編『農政全書』の影響で書かれたといえます。『泰西水法』の間接的な影響があります。佐渡鉾山では排水用に水上車あるいは龍桶（＊アルキメデスポンプ）が導入されています。明らかに『泰西水法』の影響です。そう考えますと、松下見林は最初に徐光啓編『農政全書』を入手したかもしれません。貝原一族が、『農業全書』を著述するために『農政全書』を参考にしています。すると、大蔵書家で海外の書籍購入のため長崎まで人を派遣していた松下見林ですから、松下見林が『農政全書』を入手した可能性は否定できません。『農政全書』を入手した松下見林は、それに含まれる『泰西水法』に注目したのでしょうか。ところが、この『泰西水法』には序文がありません。そこで、松下見林は序文のある『泰西水法』を探し、それを板倉重矩に依頼し序文のある『泰西水法』を入手したと思われます。しかし、『泰西水法』の最初の序文は徐光啓による「泰西諸君子、以茂徳上才、利賁于國、……」から始まる長文です。この序文はキリスト教的な表現もあり、松下見林が写本の最初に配置することを憚ったのでしょうか。松下見林が最初『農政全書』を見た痕跡は、ポンプの図の配置にもあります。第 6 節に書いたように、写本『泰西水法』のポンプの図の配置は、『農政全書』と同じです。

〔文献及び註〕

1. 《『泰西水法』等について》

- [1]刊本 A：『泰西水法』（＊『天学初函』三(李之藻編，中国史学叢書，中華民国 54 年))
- [2]刊本 B：『泰西水法』（＊『農政全書』卷之十九(徐光啓著，中華書局，1956 年))
- [3]刊本 C：『徐光啓全集』全 10 卷(徐光啓撰/李維錚/李天綱主編，上海古籍出版社，2010 年)
- [4]写本 A：『泰西水法』（＊松下見林の識語有り）筆者所蔵。
- [5]写本 B：『泰西水法』（＊松下見林の識語なし）筆者所蔵。
- [6]『故鮎沢信太郎蔵書目録』（孔版印刷，昭和 46 年）＊ p.81 に『泰西水法』の写本 4 種類が所蔵されている。現在横浜市立大学学術情報センター所蔵。
- [6]「天学初函大意書」（＊『江戸時代における唐船持渡書の研究』pp.430-450）
- [7]「熊三拔の泰西水法とその日本への伝来」（鮎沢信太郎著，＊『東洋史学論集』pp.1-12）
- [8]『佐渡年代記』（伊藤純逸，佐渡郡教育会，昭和十年七月）＊寛永十四年の項。
- [9]『農業全書』（宮崎安貞著，貝原益軒序文，元禄十年）＊再版本筆者所蔵。
- [10]『見立算規矩分等集』（万尾六兵衛時春著，細井廣澤序，享保七年壬寅十二月吉日）＊筆者所蔵。
- [11]『DE RE METARICA』（Georgius Agricola 著，1558 年，バーゼル刊）（＊ H.C.HOOVER&L.H.HOOVER 英訳,Dover,1950 年）＊神戸大学三浦伸夫教授の御教示によりますと、当時ヨーロッパで、『DE RE METARICA』のような技術書はたくさん出版されているとのこと。

2. 《禁書等について》

- [1]『江戸科学史話』(中村邦光著, 創風社, 2007 年)pp.81-94. *第3部「従来の日本科学史上における「禁書緩和」は本当か」. 1話「17～18世紀の漢訳西洋科学書(漢文科学書)の場合」のなかで「享保改革において、禁書は漢文科学書を含めて緩和されたのではなく、かえって「禁書と出版統制の制度化」が実施された」等々。
- [2]『江戸時代における唐船持渡書の研究』(大庭脩, 関西大学東西学術研究所, 1967 年)
- [3]『江戸時代における中国文化受容の研究』(大庭脩, 同朋舎, 昭和 59 年)
- [4]『去来先生全集』(大内初夫・尾形仂・他編, 落柿舎保存会, 昭和 57 年)
- [5]「禁書の研究」伊東多三郎著(*『歴史地理 68 巻, 第 4-5 号, 昭和 11 年』※『近世史の研究』第一冊所収)
- [6]「禁書に関する二・三の資料」大庭脩著(*『史泉, 第 40 号, 昭和 45 年』)
- [7]「禁書令に関する諸問題」(海老澤有道, 『歴史教育第 4 巻 11 号, 12 号, 昭和 31 年』)
- [8]『近藤正齋全集第三』(市島謙吉編集発行, 明治 39 年)pp.215-241. *幕府書物奉行であった近藤守重(重蔵)の日記。このところに禁書『天学初函』について詳細な記述がある。『泰西水法』については(pp.225-226)にある。
- [9]『通航一覧 四』(国書刊行会, 大正 2 年)*長崎港異国通商総括部
- [10]『日本書目大成 第四巻』(長澤規矩也・阿部隆一編, 汲古書店, 昭和 54 年)
- [11]「唐船持渡書の研究と展望」『大庭脩, 関西大学東西学術研究所紀要第 30 号, 平成 9 年』
- [12]『長崎春徳寺史』(越中哲也, 春徳寺, 昭和 56 年)*越中哲也は長崎郷土史研究で著名。
- [13]『長崎聖堂祭酒日記』(藪田貫・若木太一編著, 関西大学出版部, 平成 22 年)
- [14]『南蛮学統の研究』(海老澤有道, 昭和 33 年)
- [15]『俳諧の奉行 向井去来』(大内初夫・若木太一著, 新典社, 昭和 61 年)
- [16]『蓬左文庫漢籍分類目録』(名古屋市教育委員会, 昭和 50 年)
- [17]「李之藻・傳汎際同譯『寰有詮』序説」(橋本敬造)(*『関西大学東西学術研究所紀要第 38 号, 平成 17 年』)*『寰有詮』の詳細が理解できる。向井元成が理解できたか?

3. 《板倉重矩と松下見林について》

- [1]『板倉重矩公常行記』(*国史研究会, 大正 6 年)
- [2]『板倉重矩公小傳』(*長圓寺住職・成河仙獄著, 大正 12 年)
- [3]「板倉重矩」(*『名将言行録七, 第 69 巻』岡谷繁實著, 明治 29 年初版)
- [4]「長圓寺蔵板倉家歴代肖像画」『古美術 50』(*三彩社, 昭和 51 年)*板倉勝重、板倉重政(重昌?)、板倉重矩の肖像画がある。
- [5]『近世前期朝幕関係の研究』(田中暁龍, 吉川弘文館, 2011 年)*板倉重矩の活動。
- [6]『寛政重修諸家譜』(第二巻) *板倉家の家譜
- [7]『先哲叢談続編巻之三』(*松下見林の項)
- [8]「松下見林の元禄国際史学」ロナルド・トビ著(*『異文化理解の視座 ― 世界から見た日本、日本から見た世界』(小島孝之・小松親次郎共編, 東京大学出版会, 2003 年)所収)